参議院常任委員会調査室 · 特別調査室

論題	令和6年民法(家族法制)改正に関する国会論議 -離婚後共同親権及び法定養育費制度の導入等-
著者 / 所属	高見富二男 / 法務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	470 号
刊行日	2024-11-1
頁	117-132
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip pou_chousa/backnumber/20241101.html

- ※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。
- ※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

令和6年民法 (家族法制) 改正に関する国会論議

― 離婚後共同親権及び法定養育費制度の導入等 ―

高見 富二男 (法務委員会調査室)

- 1. 経緯
- 2. 親の責務等に関する規律
- 3. 親権者の定めに関する規律
- 4. 親権の行使方法に関する規律
- 5. 養育費に関する規律
- 6. 親子交流に関する規律
- 7. 財産分与に関する規律
- 8. 衆議院修正の概要
- 9. その他

1. 経緯

(1)提出の経緯

ア 平成23年民法改正の衆参附帯決議

平成23年に親権の停止制度の新設等を内容とする民法等の一部改正¹が行われた際に、 衆参両院の法務委員会では、離婚後共同親権の導入を含む親権制度の検討や、面会交流 (親子交流)の円滑な実現及び養育費の継続的な支払確保のための制度の検討等を行う こと等を内容とする附帯決議²が議決された。

イ 家族法研究会

令和元年11月から、公益社団法人商事法務研究会の「家族法研究会」が開催された。 委員として法学研究者(民法等)、判事及び弁護士が、関係省庁等として法務省、最高裁 判所事務総局及び厚生労働省が参加し、令和3年2月には、『家族法研究会報告書~父母 の離婚後の子の養育の在り方を中心とする諸課題について~』が取りまとめられた。

^{1 「}民法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第61号)

² 第177回国会衆議院法務委員会議録第 9 号19頁(平23. 4. 26)、第177回国会参議院法務委員会会議録第13号17 頁(平23. 5. 26)

ウ 法制審議会

令和3年2月、法制審議会第189回会議において法務大臣から、「父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問がなされ(諮問第113号)、同年3月から「家族法制部会」において調査審議が開始された。委員には、法学研究者(民法等)、判事及び弁護士のほか、社会学・心理学の研究者や、離婚経験者等から成る関係団体の代表者等も加わった。令和4年11月、『家族法制の見直しに関する中間試案』が取りまとめられた。当該中間試案については、同年12月から令和5年2月までの間、パブリック・コメント(意見募集)の手続が行われ、様々な団体・個人から合計8,000件を超える意見が寄せられた。その後も調査審議が続けられ、令和6年1月、『家族法制の見直しに関する要綱案』及び5項目の附帯決議が取りまとめられた(いずれも賛成多数)。当該要綱案及び附帯決議は、同年2月に開かれた法制審議会第199回会議において採択され(いずれも全会一致)、同日、法制審議会会長から法務大臣に答申された。

(2) 国会における審議経過等

令和6年3月8日(第213回国会)、政府から、法制審議会の答申を踏まえ、「民法等の一部を改正する法律案」(閣法第47号)が衆議院に提出された。

衆議院においては、本会議で3月14日に趣旨説明聴取及び質疑が行われ、同日、法務委員会に付託された。委員会では、3月27日に趣旨説明が聴取され、4月2日から質疑に入り、4月3日に8名の参考人からの意見聴取及び質疑が行われた。4月12日、与野党の4会派から修正案(後述の8参照)が提出され、同修正案の趣旨説明を聴取した上で、原案及び修正案の両案について討論及び採決が行われた。修正案及び修正部分を除いた原案がいずれも賛成多数で可決されるとともに、12項目の附帯決議が付された。4月16日、本会議において賛成多数で修正議決され、同日、参議院へ送付された。

参議院においては、本会議で4月19日に趣旨説明聴取及び質疑が行われ、同日、法務委員会に付託された。委員会では、4月25日に趣旨説明が聴取され、同日から質疑に入り、5月7日に8名の参考人からの意見聴取及び質疑が行われた。5月16日、討論及び採決が行われ、賛成多数で可決されるとともに、15項目の附帯決議が付された。5月17日、本会議において賛成多数で可決され、成立した。

5月24日、「民法等の一部を改正する法律」が公布された(令和6年法律第33号)。この 法律は、原則として、同日から2年以内の政令で定める日から施行することとされている。

この法律の施行準備のため、関係府省庁等の連絡会議(議長:法務大臣)が設置され、 7月8日に初回の会議が開催された。また、同連絡会議の下に幹事会(座長:法務省民事 局参事官(家族法制担当))が設置され、10月4日に初回の会議が開催された。

³ 法務省法制審議会家族法制部会第30回会議(令5.8.29)『参考資料30-1』1頁

⁴ 第213回国会衆議院法務委員会議録第11号15頁(令6.4.12)

⁵ 第213回国会参議院法務委員会会議録第12号30頁(令6.5.16)

2. 親の責務等に関する規律

(1) 改正の概要6

ア 父母の責務等の明確化

親権の有無にかかわらず、父母が子を養育するに当たって遵守すべき責務等を明確化することとされた(新民法第817条の12)⁷。

すなわち、父母は、子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達の程度に配慮してその子を養育しなければならず、かつ、その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない(生活保持義務)こととされた(同条第1項)。また、父母は、婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならないこととされた(同条第2項)。

イ 親権の性質の明確化

民法第818条第1項では、「成年に達しない子は、父母の親権に服する。」と規定されているが、親権が親の権利のみでなく義務としての性質も有していることを明確化するため、「親権は、成年に達しない子について、その子の利益のために行使しなければならない。」という規定に改めることとされた(新民法第818条第1項)。

(2) 国会における主な議論

ア 「子の利益」の意義

新民法第818条第1項において、親権は「子の利益」のために行使しなければならないとされたが、今回の改正では、全体を通じて「子の利益」の文言が多用されている。

「子の利益」の意義について、法務大臣は、「何が子供にとって最善の利益であるかは、 それぞれ、その子が置かれた状況によっても異なるため、一概に答えることは困難であ るが、その子の人格が尊重され、その子の年齢及び発達の程度に配慮されて養育され、 そして、心身の健全な発達が図られることが子の利益である。」旨の答弁を行った⁸。

イ 父母相互の人格尊重義務・協力義務の違反に当たる具体例

新民法第817条の12第2項において、父母は、婚姻関係の有無にかかわらず、互いに人格を尊重し協力しなければならないこととされたが、これに違反する可能性がある具体例について、複数の委員から質疑があった。

これについて法務省は、例えば、「父母の一方が養育費や親子交流など子の養育に関する事項についての協議を理由なく一方的に拒否する場合」⁹、「父母の協議や家庭裁判所の審判等によって親子交流についての定めがされたものの父母の一方がこれを履行しない場合」¹⁰、「父母の一方が何ら理由なく、すなわち急迫の事情もないのに他方に無断で

⁶ 本稿における「改正の概要」は、本稿末尾掲載の各参考文献(法務省の解説論文)を参照している。

⁷ 本稿では、今回の改正による改正後の法律の規定について、例えば「新民法第○条」と表記する。

⁸ 第213回国会衆議院本会議録第11号8頁(令6.3.14)

⁹ 第213回国会衆議院法務委員会議録第8号6頁(令6.4.5)

¹⁰ 第213回国会参議院法務委員会会議録第8号31頁(令6.4.25)

子の居所を変更するなどの行為」¹¹等について、上記の義務違反に当たると評価され得る旨の答弁があった。こうした父母相互の人格尊重義務・協力義務に違反した場合は、親権者指定・変更の裁判(新民法第819条第2項及び第5項から第8項まで)や、親権喪失・親権停止の審判(民法第834条及び第834条の2)において、その違反の内容及び程度が考慮される可能性があるとされている¹²。

3. 親権者の定めに関する規律

(1) 現状

未成年の子の親権について、父母の婚姻中は、父母の双方が親権者となるが(民法第818条第1項及び第3項)¹³、父母が離婚をするときは、父母の一方を親権者と定めることとされている(民法第819条第1項及び第2項)。

また、離婚の際に定められた親権者については、子の利益のために必要があると認められるときは変更することも可能であるが、父母の協議のみで変更することはできず、家庭裁判所の調停又は審判によらなければならないこととされている(同条第6項)。

厚生労働省の『令和5年人口動態統計』によれば、令和5年における未成年の子の親権については、母が親権者(子が複数人いる場合は全ての子についての親権者)となる場合が86.6%、父が親権者(同)となる場合は10.6%、父母が複数の子の親権を分け合う場合(例えば、男子は父、女子は母)が2.8%であった。

(2) 改正の概要

ア 親権者の指定

(ア)離婚後共同親権の導入

父母が離婚をする場合に、婚姻中と同様、父母の双方を親権者とすることができることされた (新民法第819条第1項及び第2項)。

(イ)裁判所の考慮要素の明確化

裁判所が離婚後の親権者を定めるに当たっては、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮すべきこととされた(新民法第819条第7項前段)。

この場合において、父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるとき(例えば、①父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるときや、②父母の一方が他の一方から暴力等を受けるおそれの有無等を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき)は、裁判所は、父母の一方を親権者と定めなければならないこととされた(同項後段)。児童虐待は①に、ドメス

¹¹ 第213回国会参議院法務委員会会議録第12号17頁(令6.5.16)

 $^{^{12}}$ 前掲注 9 ~11、北村治樹・松波卓也「「民法等の一部を改正する法律」(家族法制の見直し)の概要」 \mathbb{P} N B L \mathbb{Q} No. 1273(令6.9.1)20頁

¹³ 松岡久和・中田邦博編『新・コンメンタール 民法 (家族法)』(日本評論社、令和3年) 167頁。なお、今回 の改正では、「父母の婚姻中はその双方を親権者とする。」(新民法第818条第2項) という明確な規定を設けることとされた。

ティック・バイオレンス (DV) は②に、それぞれ該当するとされている。

こうした考慮要素は、当事者の一方に各考慮要素についての立証責任を負わせる趣旨のものではなく、これらに該当しない場合でも、裁判所は、父母の一方を親権者と定めることができることとされている¹⁴。

イ 親権者の変更

(ア) 離婚後共同親権の導入

離婚後に親権者を変更する場合に、父母の一方から他の一方への変更に加えて、父母の一方から父母の双方への変更、又は父母の双方から父母の一方への変更ができることとされた(新民法第819条第6項)。

(イ) 裁判所の考慮要素の明確化

上記**ア**(**イ**)の考慮要素に加えて、親権者の変更の際には、家庭裁判所が父母の協議の経過等を考慮すべきこととされ、当該協議の経過を考慮するに当たっては、父母の一方から他の一方への暴力等の有無等をも勘案するものとされた(新民法第819条第8項)。

(ウ)請求主体の追加

親権者の変更の請求主体として、子の親族に加えて、子自身を追加することとされた (新民法第819条第6項)。

ウ 離婚届の受理要件の見直し

離婚時に親権者に関する父母の協議が調っていない場合であっても、親権者の指定を 求める家事審判又は家事調停の申立てがされていれば、離婚の届出を受理することがで きることとされた(新第765条第1項第2号)。

(3) 国会における主な議論

ア 離婚後共同親権を導入する影響

現行の離婚後単独親権の下においても、両親が円満に子育てに関わり、共同養育を実現している家庭もあるとされるが、こうした家庭に離婚後共同親権の導入がどのような影響を及ぼすのかについて質疑があった。

これについて法務省は、「現行民法の離婚後単独親権制度の下では、親権者でない親は、子の養育に関する事項について最終的な決定をすることができず、第三者との関係でも親権者として行動することができない。このような関与は事実上のものにとどまり、法的に不安定なものとならざるを得ず、子の利益の観点から必ずしも望ましいものではない。そのため、本改正案は、現行民法の下で円満に共同養育ができている家庭にとっても、法的に安定したより望ましい状態で、子の利益の観点から、父母双方が適切な形で子の養育の責任を果たすことができるようになる意義がある。」旨の答弁を行った15。

イ 離婚後共同親権を導入するメリット・デメリット

離婚後共同親権を導入するメリットについて、法務省は、「法制審議会家族法制部会に

¹⁴ 北村治樹・松波卓也「「民法等の一部を改正する法律」(家族法制の見直し)の概要」『NBL』No. 1273 (令 6.9.1) 21頁

¹⁵ 第213回国会参議院法務委員会会議録第8号20頁(令6.4.25)

おいて、子に関する重要な事項が父母双方の熟慮の上で決定されることが子の利益に とって望ましい場合があるとの指摘もされた。」旨の答弁を行い¹⁶、父母の双方が熟慮の 上で子に関する重要な事項を決定することができる点を挙げた。

一方、デメリットについて、法務省は、「父母の意見対立時に子に関する事項を迅速に 意思決定することができず、子の利益に反する事態が生じかねないことや、婚姻中に D V、虐待がある事案において、離婚後もその被害が継続するおそれがあることが指摘されているほか、親権行使をめぐる父母間の紛争に子が巻き込まれ続けることで子の利益 を害するおそれがある。」旨の答弁を行った¹⁷。

ウ 離婚後共同親権の位置付け

離婚後の親権者の定めとして、共同親権と単独親権のどちらを原則とするのかについて、法務省は、「離婚後の親権者を父母双方とするか、その一方とするかについては、個別具体的な事情に即して、子の利益の観点から最善の判断をすべきである。」旨の答弁を行うとともに、「裁判官が共同親権か単独親権か判断がつかない場合に、共同親権を選択すべき、あるいは単独親権を選択すべきといったルールはない。」旨の答弁を行った¹⁸。

エ 離婚後共同親権と虐待・DV等

(ア) 夫婦間の暴力を原因とする離婚の実態

離婚原因が夫婦間の暴力である場合、離婚後に加害者側である配偶者との関係が続くことについて懸念が示されている。夫婦間の暴力を原因とする離婚がどの程度あるのかについて、法務省は、「法務省が令和2年度に実施した協議離婚に関する委託調査の結果¹⁹によれば、協議離婚を経験した男女合計1,000名に離婚した原因に近いものを複数回答で尋ねたところ、身体的な暴力を回答した者が7.9%、精神的な暴力を回答した者が21.0%、経済的な暴力を回答した者が13.5%であった。」旨の答弁を行った²⁰。

(イ) 虐待やDV等のおそれに関する裁判所の判断基準

新民法第819条第7項では、虐待やDV等のおそれがあるときは父母の一方を親権者と定めなければならないとされており、裁判所がこうした虐待やDV等のおそれを適切に考慮することが重要となる。

虐待やDV等のおそれの判断基準について、法務省は、「裁判所において個別の事案ごとに、それを基礎付ける方向の事実とそれを否定する方向の事実とが総合的に考慮されて判断される。また、過去にDVや虐待があったことを裏付けるような客観的な証拠の有無に限らず、諸般の状況を考慮して判断されることとなる。」旨の答弁を行った²¹。

さらに、法務省は、「身体的なDVがある場合だけでなく、精神的DV、経済的DVがある場合や、父母が互いに話し合うことができない状態となり親権の共同行使が困難な場合も、事案によっては当てはまることがある。他方で、本改正案では、高葛藤である

¹⁶ 第213回国会参議院法務委員会会議録第10号19頁(令6.5.9)

¹⁷ 同上

¹⁸ 第213回国会参議院法務委員会会議録第10号19~20頁(令6.5.9)

^{19『「}協議離婚制度に関する調査研究業務」報告書』(令3.3) 43頁

²⁰ 第213回国会参議院法務委員会会議録第12号16頁(令6.5.16)

²¹ 第213回国会衆議院法務委員会議録第6号3頁(令6.4.2)

ことや合意が調わないことのみをもって一律に単独親権とされるものではない。裁判所の調停手続の過程で感情的な対立が解消され、親権の共同行使をすることができる関係を築くことができるようになるケースもあり得る。」旨の答弁を行った²²。

オ 離婚後共同親権と父母の合意

(ア) 父母の合意がある場合に限定すべきとの意見

今回の改正によれば、父母の合意がない場合であっても、裁判所が離婚後共同親権を 指定する可能性があるため、離婚後共同親権は父母の合意がある場合に限定すべきとの 意見もある。こうした意見について、法務大臣は、「父母の協議が調わない理由には様々 なものが考えられ、したがって、合意がないことのみをもって直ちに父母双方を親権者 とすることを一律に許さないのは、かえって子の利益に反する結果となりかねない。」旨 の答弁を行った²³。

(イ) 父母の合意がない場合に離婚後共同親権とする具体例

父母の合意がない場合であっても、裁判所が離婚後共同親権を指定する具体例について質疑があった。

これについて法務大臣は、「同居親と子供の関係が必ずしも良好ではないケースや、同居親による子の養育に不安があるために別居親の関与があった方が子の利益にかなうケースがあり得る。」旨の答弁を行った²⁴。その詳細について、法務省は、「同居親と子との関係が必ずしも良好でないために、別居親が親権者としてその養育に関与することによって子の精神的な安定等が図られるケースや、同居親の養育の状況等に不安があるが、児童相談所の一時保護の対象になるとまでは言えないようなケースがこれに当たり得る。」旨の答弁を行った²⁵。

カ 離婚後共同親権と監護者の定め

今回の改正では、監護者の定めをした場合において、当該監護者は、単独で、子の監護及び教育等をすることができるとする規律を設けることとされた(後述の4 (1) ウ参照)。父母の合意がない場合に裁判所が離婚後共同親権を指定する場合においては、監護者の定めを必須とすべきとの意見もある。こうした意見について法務大臣は、「父母の離婚に直面する子の利益を確保するためには、父母が離婚後も適切な形で子の養育に関わり、その責任を果たすことが重要である。裁判所の判断で離婚後の父母双方を親権者と定めた場合に、父母が子の身上監護をどのように分担するかは、それぞれの事情により異なると考えられるため、離婚後の父母の一方を監護者と定めることを必須とすることは相当ではない。」旨の答弁を行った²⁶。

キ 離婚後共同親権への親権者変更

現行の離婚後単独親権の下で既に離婚している父母であっても、本改正法の施行後は 離婚後共同親権への親権者変更の申立てができるようになる。これについて法務大臣は、

²² 前掲注21

²³ 第213回国会衆議院法務委員会議録第8号4頁(令6.4.5)

²⁴ 第213回国会参議院本会議録第13号12頁(令6.4.19)

²⁵ 第213回国会参議院法務委員会会議録第8号40頁(令6.4.25)

²⁶ 第213回国会参議院本会議録第13号12頁(令6.4.19)

「親権者変更の申立ては、子の利益のために必要がある場合に認められるが、当然、事 案によっては父母双方を親権者に変更することが子の利益になる場合もあり、既に離婚 して単独親権となっている事案について、そのような変更の申立てそのものを認めない とすることは相当ではない。」旨の答弁を行った²⁷。

4. 親権の行使方法に関する規律

(1) 改正の概要

ア 父母の一方が親権を単独行使できる範囲の明確化

親権は、父母が共同して行使することとした上で(新民法第824条の2第1項本文)、 子の利益のため急迫の事情があるときや、監護及び教育に関する日常の行為をするとき は、父母の一方が親権を単独で行使することができるという規定を設けることとされた (新民法第824条の2第1項第3号及び同条第2項)。

イ 親権の行使方法をめぐって父母の意見が対立した場合の裁判手続の新設

父母の双方が共同で親権を行使すべき特定の事項について父母の意見が対立した場合に、家庭裁判所が、父母の一方を当該事項に係る親権を単独で行使することができる親権行使者に定めることができることとされた(新民法第824条の2第3項)。

ウ 監護者の権利義務の明確化

監護者は、子の監護及び教育、居所の指定等について定める民法第820条から第823条までに規定する事項について、親権者と同一の権利義務を有し、単独でこれらの行為をすることができることとされた(新民法第824条の3第1項)。また、監護者以外の親権者は、監護者がこれらの行為をすることを妨げてはならないこととされた(同条第2項)。

(2) 国会における主な議論

ア 「子の利益のため急迫の事情があるとき」の意義と具体例

親権の単独行使が認められる「子の利益のため急迫の事情があるとき」(新民法第824条の2第1項第3号)の意義について、法務省は、「父母の協議や家庭裁判所の手続を経ていては適時に親権を行使することができず、その結果として子の利益を害するおそれがあるような場合」をいうとし、具体例として、「入学試験の結果発表後の入学手続のように、一定の期限までに親権を行うことが必須であるような場合、DVや虐待からの避難が必要である場合、緊急の医療行為を受けるため医療機関との間で診療契約を締結する必要がある場合等がある。」旨の答弁を行った28。

イ DVや虐待からの避難が必要な場合における「急迫の事情」の解釈

「急迫の事情」が認められる範囲が必ずしも明確でないため、DVや虐待から避難するに当たって、DVや虐待に関する証拠の収集・保全等、避難のための準備期間を要する場合にも、「急迫の事情」があると判断されるのか確認を求める質疑があった。

これについて法務省は、「法制審議会家族法制部会において、急迫の事情が認められる

²⁷ 第213回国会衆議院法務委員会議録第6号3頁(令6.4.2)

²⁸ 第213回国会衆議院法務委員会議録第6号4頁(令6.4.2)

のは、加害行為が現に行われているときやその直後のみに限られず、加害行為が現に行われていない間も、急迫の事情が認められる状態が継続し得ると解釈することができると確認されている。したがって、暴力等の直後でなくても、急迫の事情があると認められる。」旨の答弁を行った²⁹。

ウ 「監護及び教育に関する日常の行為」の意義と具体例

親権の単独行使が認められる「監護及び教育に関する日常の行為」(新民法第824条の2第2項)の意義について、法務省は、「日々の生活の中で生ずる身上監護に関する行為で、子に対して重大な影響を与えないもの」をいうとし、具体例として、「その日の子の食事といった身の回りの世話や、子の習い事の選択、子の心身に重大な影響を与えないような治療やワクチン接種、高校生が放課後にアルバイトをするような場合等がある。」旨の答弁を行った30。

5. 養育費に関する規律

(1) 現状

養育費の取決め及び受給の状況について、厚生労働省が令和3年度に行った『全国ひとり親世帯等調査』によれば、母子世帯の46.7%、父子世帯の28.3%しか取決めが行われていない。現在も養育費を受けている世帯(取決めの有無を問わない)は、母子世帯で28.1%、父子世帯の8.7%、取決めをしている世帯に限っても、母子世帯で57.7%、父子世帯で25.9%にとどまる³¹。

こうした中、令和5年4月に内閣府、こども家庭庁及び法務省が定めた『養育費受領率の達成目標について』では、希望する全てのひとり親世帯が養育費を受領できるようにすることが重要であるという認識の下、2031年(令和13年)に、全体の受領率(養育費の取決めの有無にかかわらない受領率)を40%とし、養育費の取決めをしている場合の受領率を70%とすることを目指すこととされた。

(2) 改正の概要

ア 法定養育費制度の導入

養育費の支払を請求するためには、父母の協議又は家庭裁判所の手続による養育費の 取決めが必要であるが、例えば、DV等の事情により、離婚の際に養育費に関する協議 や家庭裁判所に対する手続の申立てをすることが困難な場合があるとの指摘がある³²。 こうした場合に対応するため、養育費の取決めを補充する趣旨として、一定期間、子の 監護を主として行う父母の一方が、他の一方に対して一定額の養育費を請求することが できる「法定養育費」の制度を設けることとされた(新民法第766条の3)。

²⁹ 第213回国会衆議院法務委員会議録第8号17頁(令6.4.5)

³⁰ 第213回国会衆議院法務委員会議録第6号4頁(令6.4.2)

³¹ こども家庭庁「ひとり親家庭等の支援について」(令6.8) 4頁〈https://www.cfa.go.jp/assets/contents/n ode/basic_page/field_ref_resources/0a870592-1814-4b21-bf56-16f06080c594/1a35e485/20240911_polici es hitori-oya 62.pdf〉(令6.10.1最終アクセス)

³² 北村治樹ほか「「民法等の一部を改正する法律」の概要」『民事月報』Vol. 79 No. 7 (令6. 7) 13頁

イ 養育費債権への一般先取特権の付与

父母が養育費の取決めをしている場合であっても、公正証書や家庭裁判所の調停調書等の債務名義がない限り、民事執行の申立てをすることができないとされる³³。そこで、養育費債権(子の監護に要する費用として相当な額に限る。)に一般先取特権³⁴を付与することとされた(新民法第306条第3号及び第308条の2)。これにより、債務名義がなくても、民事執行の申立てをすることができ、その執行手続において他の一般債権者に優先して弁済を受けられることとされた³⁵。

ウ その他

民事執行の申立ての負担を軽減するため、1回の申立てにより複数の手続を連続的に行うことができるとする規定(新民事執行法第167条の17)や、家庭裁判所の手続における収入情報の開示命令に関する規定(新家事事件手続法第152条の2、新人事訴訟法第34条の3第1項等)を新設することとされた³⁶。

(3) 国会における主な議論

ア 法定養育費

(ア) 法務省令で定められる額

養育費の額を定める際には、通常、父母の収入等が考慮される。一方、法定養育費の額は、父母の収入等を考慮せず、「父母の扶養を受けるべき子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情を勘案して子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額」とされている。その趣旨について、法務省は、「法定養育費が父母の収入等を考慮せずに発生するものとされていること等を踏まえて、法定養育費の額が義務者の収入等が少額である場合にも発生する養育費の額の水準を参考に定められること、また、法定養育費の額の水準が個別具体的な事案の内容を考慮しないで定められることを規定したものである。」旨の答弁を行った37。

(イ) 支払期間の終期

支払期間は、離婚の日から、父母の協議若しくは審判により養育費の額が定められた 日又は子が成年(18歳)に達した日のいずれか早い日までの間とされた。そのため、養 育費の取決めがされないまま子が成年に達すると、その子が高等学校在学中であっても、 法定養育費の請求ができなくなることの妥当性について質疑があった。

これについて法務省は、法定養育費は養育費の取決めを補充する趣旨であるとした上で、「できるだけ速やかに、父母の生活水準や子の進学等に必要な費用に即した養育費の

³³ 北村治樹ほか「「民法等の一部を改正する法律」の概要」『民事月報』Vol. 79 No. 7 (令6.7) 12頁

^{34 「}先取特権」は、法律の定める一定の債権者が、債務者の一定の財産から他の債権者に優先して自己の債権を回収する権利であり、特に債務者と合意をすることなく法律上当然に発生する物権(法定担保物権)である。このうち、債務者の総財産を担保目的物とする先取特権を「一般先取特権」という。道垣内弘人『担保物権法(第4版)』(有斐閣、平成29年)47、49頁。

³⁵ 北村治樹ほか「「民法等の一部を改正する法律」の概要」『民事月報』Vol. 79 No. 7(令6.7) 13頁

³⁶ 北村治樹・廣瀬智彦「民法等の一部を改正する法律(家族法制の見直し)の概要」『家庭の法と裁判』No. 51 (令6.8) 6 頁

 $^{^{37}}$ 第213回国会参議院法務委員会会議録第 8 号 4 頁(令6.4.25)

取決め等がされることが望ましい。法務省として、養育費の取決めの重要性やその履行の重要性について引き続き周知、広報を行っていくほか、支援等を担当する関係府省庁としっかり連携をしてまいりたい。」旨の答弁を行った³⁸。

(ウ) 審判等によって定められる養育費との差額請求

法定養育費の発生後に養育費が定められ、その額が法定養育費の額よりも多い場合に、 法定養育費との差額を溯って請求することの可否について質疑があった。

これについて法務省は、「審判等によって定められる養育費は、一般的な実務の扱いとして、義務者が請求を受けたときから具体的な分担義務が生じる。したがって、審判等によって定められる養育費の額が法定養育費の額を上回るときであっても、その養育費が離婚時から発生しているものとして当然に差額を請求できるわけではないが、少なくとも、調停又は審判を申し立てた日あるいは具体的な請求を行ったと認められる日以降については、法定養育費と審判等によって定められる養育費との差額の支払も命じられ得るものと考えている。なお、協議によって離婚時からの養育費の額を考慮して支払額を合意すること自体は妨げられない。」旨の答弁を行った39。

(エ) 支払を拒むことができる要件

法定養育費の額は父母の収入等にかかわらず一定額とされるため、父母の支払能力を超える債務を負担させる可能性もある。こうした場合に対応するため、法定養育費を支払うべき父又は母が、支払能力を欠くために支払をすることができないこと、又は支払をすることによって生活が著しく窮迫することを証明したときは、法定養育費の全部又は一部の支払を拒むことができることとされた(新民法第766条の3第1項ただし書)。この要件について、法務省は、「資力がないため義務者が法定養育費債務の弁済をすることができないとき又は法定養育費債務を弁済することによって義務者が最低限度の生活水準をも維持することができなくなるときをいうものであり、法定養育費の支払を義務者が行うと義務者の生活が単に厳しくなるという程度では、この要件を満たすとは考えていない。」旨の答弁を行った40。

(オ) 既に離婚している父母への適用

既に離婚している場合における法定養育費の適用について、法務省は、「法定養育費制度が本改正案の施行日前に離婚した父母にも遡及適用されるとなると、法定養育費の仕組みがないことを前提として離婚の際の条件を定めた離婚の当事者に、過去の離婚時からの法定養育費が遡って発生することとなってしまうが、それは、既に離婚をした当事者の予測を害する結果となりかねない。そこで、本改正案は、法定養育費に関する規定は、本改正案の施行日前に離婚等をした場合には適用をしないこととしている。」旨の答弁を行った41。

イ 公的機関による養育費の立替払

 $^{^{38}}$ 第213回国会衆議院法務委員会議録第 9 号 5 \sim 6 頁(令6. 4. 9)

³⁹ 第213回国会衆議院法務委員会議録第6号10頁(令6.4.2)

⁴⁰ 同上

⁴¹ 第213回国会衆議院法務委員会議録第9号6頁(令6.4.9)

養育費の不払対策として、公的機関が養育費の一定部分を立て替えて請求権者に支払い、その後に支払義務者から立替分を回収するという立替払の制度を導入するよう求める質疑があった。

これについて法務大臣は、「そのような仕組みの導入については、償還の確実性が必ずしも見込まれない中、本来当事者が負担すべき養育費を国民全体で負担することが合理的と言えるかどうか、当事者のモラルハザードをどう考えるか、他の社会保障給付、公的給付との関係をどう整合的に考えるかなどの観点から、慎重な検討が必要な項目も多く含まれている。」旨の答弁を行った42。

6. 親子交流に関する規律

(1) 改正の概要

ア 父母の婚姻中の親子交流

父母の婚姻中に父母が別居し、その一方のみが子と同居している場合における親子交流に関する規定を整備することとされた(新民法第817条の13)。

イ 親子交流の試行的実施

裁判所が、裁判手続中に、事実の調査のため、当事者に対し、親子交流の試行的実施 を促すことができる仕組みを設けることとされた(新家事事件手続法第152条の3、新人 事訴訟法第34条の4等)。

ウ 父母以外の子の親族(祖父母等)と子との交流

家庭裁判所は、子の利益のため特に必要があるときは、父母以外の親族と子との交流 を実施する旨を定めることができ、父母以外の子の親族も、一定の要件の下で、その審 判の申立てをすることができることとされた(新民法第766条の2)。

(2) 国会における主な議論

ア 親子交流の意義

親子交流の意義について、法務省は、「『父母の離婚後の子の養育の在り方に関する心理学及び社会学分野等の先行研究に関する調査研究報告書』⁴³によれば、親の別居、離婚を経験した子供を対象とした心理学分野の複数の研究結果において、DV等がある事案を除き、親子交流が継続して行われている群の方が、親子交流が行われたことがない又は親子交流が中断した群と比べ、自己肯定感が高く、親子関係も良好であることが指摘されている。」旨の答弁を行った⁴⁴。また、この報告書の調査結果を受けて、法務大臣は、「父母の別居後や離婚後も適切な形で親子の交流の継続が図られることは、子の利益の観点から重要である。」旨の答弁を行った⁴⁵。

イ 父母以外の子の親族(祖父母等)と子との交流

⁴² 第213回国会参議院法務委員会会議録第12号3頁(令6.5.16)

⁴³ 法務省法制審議会家族法制部会第10回会議(令3.12.14)『参考資料10-1』

⁴⁴ 第213回国会衆議院法務委員会議録第 9 号17頁(令6.4.9)

⁴⁵ 同上

父母以外の子の親族(祖父母等)に対して、子との交流に関する家庭裁判所への審判の申立権を付与することとしている趣旨について、法務省は、「一般に、父母の離婚前に子と祖父母等との間に親密な関係が形成されていた場合においては、父母の離婚後も引き続き子と祖父母等との交流を維持することが子の利益の観点から望ましいと考えられる。もっとも、祖父母等と親族からの申立てを無制限に認めてしまうと、子や同居親が多数の紛争に巻き込まれ、かえって子の利益に反するような事態も生じ得る。そこで本改正案では、子との交流の申立てをすることができるのは原則として父母であるとしつつ、例えば父母の一方が死亡した場合等、他に適当な方法がないときは祖父母等の親族からの申立てをすることができることとしている。」旨の答弁を行った46。

7. 財産分与に関する規律

(1) 改正の概要

ア 財産分与の請求期間の伸長

財産分与を家庭裁判所に請求することができる期間について、2年から5年に伸長することとされた(新民法第768条第2項ただし書)。

イ 財産分与の請求を受けた裁判所の考慮要素の明確化

財産分与の請求を受けた家庭裁判所が考慮すべき要素として、「当事者双方がその婚姻中に取得し、又は維持した財産の額及びその取得又は維持についての各当事者の寄与の程度、婚姻の期間、婚姻中の生活水準、婚姻中の協力及び扶助の状況、各当事者の年齢、心身の状況、職業及び収入」が掲げられるとともに、「各当事者の寄与の程度」が明らかでないときは、夫婦双方で相等しいものとする(いわゆる2分の1ルール)こととされた(新民法第768条第3項)。

(2) 国会における主な議論

ア 財産分与の請求期間

財産分与の請求期間を伸長する趣旨について、法務省は、「離婚前後の様々な事情によって2年以内に財産分与を請求することができず、結果として経済的に困窮する父母が存在し、このことが子の養育にも悪影響を及ぼしているとの指摘等があり、財産分与の請求期間を伸長することとした。その期間については、債権一般の消滅時効期間も踏まえ、5年とすることとした。」旨の答弁を行った⁴⁷。

イ 年金分割の請求期間

離婚時の年金分割は、離婚した一方の当事者からの請求により、婚姻期間に係る一方の厚生年金保険料の納付記録を他の一方に分割する制度である。この分割請求については、財産分与の請求期間が2年とされていることを踏まえて、原則、離婚した日の翌日から2年とされている⁴⁸。上記(1)**ア**の見直しを踏まえ、年金分割の請求期間について

⁴⁶ 第213回国会参議院法務委員会会議録第8号34頁(令6.4.25)

⁴⁷ 第213回国会参議院法務委員会会議録第8号27~28頁(令6.4.25)

⁴⁸ 第213回国会参議院法務委員会会議録第8号28頁(令6.4.25)

も伸長することを求める質疑があった。これについて厚生労働省は、「本改正案の国会における審議状況や、法制審議会家族法制部会において離婚時の年金分割に係る請求期限も同様に5年に延長すべきという意見が出たことを踏まえて、離婚時の年金分割に係る請求期限についても検討を進めてまいりたい。」旨の答弁を行った49。

8. 衆議院修正の概要

(1) 啓発活動(本改正法附則第17条)

政府は、子の監護について必要な事項を定めることの重要性について父母が理解と関心 を深めることができるよう、必要な広報その他の啓発活動を行うこととされた。

その趣旨について、衆議院修正案提出者は、「父母の離婚後においても子の利益を最大限確保するためには、養育費、親子交流も含めた子の監護に関する事項を取り決めておくことが重要であるが、現状では取決めを行っている割合は低い値にとどまっている。その背景には、離婚に当たって子の監護について必要な事項を取り決めておくことの重要性や、監護について取り決めた場合と取り決めなかった場合のそれぞれにおいてどのような状況が生じるかについて、いまだ父母の十分な理解と関心が得られていないことにあると考える。加えて、今回の改正により父母の離婚後もその双方を親権者と定めることができることになるが、各家庭の事情に応じて監護者や監護の分掌について定めることがますます重要になっていくことが想定される。」旨の答弁を行った50。

(2) 周知(本改正法附則第18条)

政府は、新民法第819条各項の規定による親権者の定め方、新民法第824条の2第1項第3号の「急迫の事情」の意義、同条第2項の「監護及び教育に関する日常の行為」の意義その他の改正後の各法律の規定の趣旨及び内容について、国民に周知を図ることとされた。その趣旨について、衆議院修正案提出者は、「離婚後の親権者の定めに関する判断を適正に行うことができるように、その判断基準や具体的な事例等を明確に示す必要がある。また、親権の単独行使が認められる要件のうち、子の利益のため急迫の事情があるとき、監護及び教育に関する日常の行為について、必ずしも意義が明確でないと指摘されている。これらの意義については、法施行までに、当事者である父母等はもとより、学校・病院等の関係機関や民間団体も含め、広く国民に対し、QアンドA、ガイドライン、資料等を作成し、具体的に分かりやすく示すべきである。」旨の答弁を行った51。

(3) 検討(本改正法附則第19条)

ア 第1項

政府は、施行日までに、父母が協議上の離婚をする場合における親権者の定めが父母 の双方の真意に出たものであることを確認するための措置について検討を加え、その結

⁴⁹ 前掲注48

⁵⁰ 第213回国会参議院法務委員会会議録第8号10頁(令6.4.25)

⁵¹ 第213回国会衆議院法務委員会議録第11号4頁(令6.4.12)

果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずることとされた。

その趣旨について、衆議院修正案提出者は、「協議離婚の際に、親権者を定めるに当たって子の利益を確保するためには、例えば、DV等の事情がある場合、あるいは、父母の力関係によって支配、被支配の関係等の事情によって、真意によらない不適切な合意がなされることを防ぐことが必要である。例えば、離婚届出書の書式を見直し、離婚後も共同で親権を行使することの意味を理解したかなどを確認する欄を追加すること等も含めて、親権者の定めが真意に出たものであることを確認するための措置について検討を加え、必要な措置を講ずることを求める趣旨である。」旨の答弁を行った52。

イ 第2項

政府は、この法律の施行後5年を目途として、改正後の各法律の施行の状況等を勘案 し、父母の離婚後の子の養育に係る制度及び支援施策の在り方等について検討を加え、 必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされた。

その趣旨について、衆議院修正案提出者は、「本改正案は、離婚後の子の養育に関する法制度を大きく見直すものであり、国民に与える影響も重大である。また、本改正案の円滑な施行には、様々な支援策が適切に運用されることも必要である。したがって、法律の施行後も、その施行状況を勘案し、父母の離婚後の子の養育に関する制度や支援施策の在り方について検討を加え、必要があるときは検討結果に基づき様々な措置を講ずることが、子の利益に資すると考えている。」旨の答弁を行うとともに53、具体例として、「例えば、離婚前後の子の養育に関する講座の受講や、共同養育計画の作成を促進するための措置について検討が必要になる。」旨の答弁を行った54。

9. その他

(1) 共同養育計画及び親ガイダンス

離婚をする父母が子の養育に関する事項(養育費、親子交流等)を取り決める「共同養育計画」の作成や、離婚をする父母に子の養育に関する必要な情報を提供する「親ガイダンス」の受講について義務付けるよう求める質疑があった。

これについて法務大臣政務官は、「離婚時に養育計画の作成や養育講座の受講を必須とすることは、結果的に離婚が困難となる事案を生じさせ、かえって子の利益に反するという懸念もあり、慎重に検討すべきである。本改正案では養育計画の作成を必須としていないが、離婚時に父母の協議により養育計画の作成ができることを明確にするため、離婚時に父母の協議により定める事項として、「監護の分掌」を追加することとした。」旨の答弁を行った55。この「監護の分掌」(新民法第766条第1項)の意義について、法務省は、「監護の分掌とは子の監護を父母が分担することであり、例えば、子の監護を担当する期間を分担することや、監護に関する事項の一部、例えば教育に関する事項などを父母の一方に

⁵² 第213回国会衆議院法務委員会議録第11号 $4\sim5$ 頁(令6.4.12)

⁵³ 第213回国会衆議院法務委員会議録第11号9頁(令6.4.12)

⁵⁴ 同上

⁵⁵ 第213回国会衆議院法務委員会議録第8号10頁(令6.4.5)

委ねることがこれに該当する。」旨の答弁を行った56。

(2) 子の意見の尊重(意見表明権)

父母が子の養育をするに当たっては、子供の意見、意向等を把握し、尊重することが重要であるとされる。本改正案では、子の意見、意向等の尊重の考え方がどのように反映されているのかについて質疑があった。

これについて法務省は、「①新民法第817条の12第1項では、父母が子の人格を尊重しなければならない旨を規定しており、この「人格の尊重」とは、子の意見等を適切な形で尊重することを含むものと解釈される。②また、新民法第819条第6項では、親権者変更の申立権者の範囲を拡張し、子自身が家庭裁判所に対し離婚後の親権者の変更を求める申立てができることとしているが、これは、親権者の変更により子に直接影響が生ずることから、申立権を認め、子の意見を適切に考慮することを制度的に確保するものである。③さらに、新民法第819条第7項では、家庭裁判所が離婚後の親権者の指定又は変更の裁判をするに当たり、父母と子との関係その他一切の事情を考慮しなければならないこととしているが、これは、子が意見を表明した場合には、その意見を適切な形で考慮することを含むものである。」旨の答弁を行った57。

また、子の意見表明権を民法上明記することを求める質疑があった。これについて法務 大臣は、「離婚の場面で子に親を選択するように迫ることになりかねず、かえって子の利益 に反するとして慎重な意見もある。」旨の答弁を行った⁵⁸。

(3) 家庭裁判所の体制整備

今回の改正に関連して、家庭裁判所の人的・物的体制の整備を求める意見が複数の委員からあった。これを踏まえ、衆参の法務委員会における附帯決議では、家庭裁判所の業務負担の増大等に伴い、家事事件を担当する裁判官、家事調停官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の増員や専門性の向上、調停室・児童室等の増設等の物的環境の充実等、必要な人的・物的体制の整備に努めることが議決された。

【参考文献】

北村治樹ほか「「民法等の一部を改正する法律」の概要」『民事月報』Vol. 79 No. 7(令6.7) 北村治樹・廣瀬智彦「民法等の一部を改正する法律(家族法制の見直し)の概要」『家庭の法と裁判』No. 51(令6.8)

北村治樹・松波卓也「「民法等の一部を改正する法律」(家族法制の見直し)の概要」『NBL』No. 1273 (令6.9.1)

(たかみ ふじお)

⁵⁶ 第213回国会参議院法務委員会会議録第8号26頁(令6.4.25)

⁵⁷ 第213回国会衆議院法務委員会議録第6号2頁(令6.4.2)

⁵⁸ 第213回国会参議院本会議録第13号12頁(令6.4.19)